

番号	区分	質問	回答
1	ユーザー登録、ログイン、ID	登録木材関連事業者に登録済みでなければシステムには登録できませんか。	当システムは改正法第 15 条に基づく登録の有無に関係なくお使いいただけます。
2	ユーザー登録、ログイン、ID	一事業体で、素材生産販売事業者、第 1 種事業者、第 2 種事業者に該当する場合は各該当の管理画面へのログインをしなくてはならないでしょうか。または 1 アカウントのログインで全て対応できるのでしょうか。	複数の事業を行う場合、ログインしなおす必要はなく、ログイン後に「素材生産販売事業者」「第 1 種木材関連事業者」「第 2 種木材関連事業者」を切り替えてご利用いただけます。ユーザー登録後、事業者情報登録画面にて該当する事業を登録いただく必要があります。
3	ユーザー登録、ログイン、ID	多様な種類の製品を出荷する場合、かなりの登録件数になると思いますが、無制限に登録可能でしょうか。原材料 ID は年月-月ごとの 6 桁の連番となっていそうですが。	原材料情報 ID は原材料 ID は年月-月ごとの 6 桁の連番となっており、数字が不足した場合はアルファベットも使用して生成されますので、相当数の登録量をカバーできる想定です。
4	ユーザー登録、ログイン、ID	このシステムは、会社に 1 つしか ID は登録できないのでしょうか。素材生産と第 1 種事業の担当部署が違うのですが。	1 事業者で複数の ID を保有いただけます。
5	ユーザー登録、ログイン、ID	「事業者」登録とは、法人単位での登録でしょうか。あるいは、一法人内の、別事業部門ごとの登録になりますでしょうか。	利用者登録申請は法人単位での登録です。法人としての利用登録後、次のステップにおいて本システムを利用する「部署・グループ」を登録いただきます。
6	ユーザー登録、ログイン、ID	システムの使用登録をしている事業者リストの公表はありますか。	公表の予定はありません。
7	ユーザー登録、ログイン、ID	森林所有者も登録するのですか。 その場合は素材生産販売事業者になりますか。	森林所有者の方は、素材生産販売事業者の立場でシステムをご利用する場合もあり得ます。また、自身が所有している森林を自ら伐採、加工まで行くと第

番号	区分	質問	回答
			1 種に該当しますので、第 1 種の立場でシステムを利用する可能性もございます。
8	ユーザー登録、ログイン、ID	事業管理者 ID ではすべての履歴を確認できるのでしょうか。	事業者管理者は、当該事業者に所属するユーザーが作成した全ての履歴にアクセス可能です。
9	利用登録申請	当システム登録は翌年度でも対応可能ですか。（登録期限などあるか。）	利用登録は年間を通じて随時受け付けます。（受付開始は 3 月中旬頃を予定）
10	原材料情報登録	原材料情報 ID と現物の紐付けはできないのか。	原材料情報を登録する際に、「メモ」や「キーワード」欄等に在庫管理番号等を記録いただくと、現物との突き合わせは可能と考えられます。 また出荷物に対して納品情報を入力することも紐づけの一方法と考えます。
11	原材料情報登録	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック一台毎に登録しなければならないのでしょうか。 ・更新は輸入都度でしょうか。 	システムへの登録単位（原材料情報 ID を付与する単位）は任意です。複数の原材料情報をまとめて登録し、一つの ID で管理することも可能です。第 1 種事業者が登録する場合は、合法性確認の単位等も踏まえて登録単位をご検討ください。
12	原材料情報登録	原木市場では、出荷者である素材生産販売事業者の数も、買受人である第 2 種木材関連事業者の数も膨大なものとなります。買受人の落札材すべてに関して出荷者（素材生産販売事業者）の合法性証明書類を紐づけるという作業を買受人 1 社 1 社個別に行うとなると、業務量が膨大なものになるのですが、今回のシステムでその点については業務が軽減されるのでしょうか。	システムへの登録単位（原材料情報 ID を付与する単位）は任意であり、複数の原材料情報（たとえば〇月〇日開催市での販売分など）をまとめて登録して一つの ID で管理、合法性確認結果を登録し、全ての買受人に当該 ID の情報を伝達いただくことも可能です。原木 1 本 1 本と証明書等を紐づける必要がありません。

番号	区分	質問	回答
		効率的な活用方法があればご教示ください。 荷受け時には樹種や数量について確定しておらず、荷受後の検知で初めて確定するような場合、樹種や数量のデータは第1種木材関連事業者が手入力するという形でよろしいでしょうか。	第1種木材関連事業者自身が原材料情報を登録することも可能ですので、樹種等の情報が判明した後で入力いただくことも可能です。また集計明細への入力の場合は、任意のタイミングで入力可能です。
13	原材料情報登録	登録単位は任意とのことで、月単位の登録でも問題ないですか。	月単位での登録でも結構ですが、第1種木材関連事業者は当該木材を譲り渡すまでに原材料情報を収集し合法性を確認する必要がありますので、ご注意ください。
14	原材料情報登録	証明書選択は伐採国の選択で変化しますか。	証明書は伐採国の選択で変化しません。なお、樹種と伐採地域の選択肢プルダウンは区分（国産材／輸入材）の選択で変化します。
15	原材料情報登録	登録する証明書の形式は、pdf・JPEG等、どのようなものでも大丈夫でしょうか。	添付できるファイル形式は Word, Excel, Powerpoint, PDF, JPEG, PNG 形式になります。
16	原材料情報登録	素材生産事業者が添付した証明書情報は差し替え可能でしょうか。また、森林経営計画等、変更があった場合はどのような対応になるのでしょうか。	登録した情報は編集可能です。ただし、すでに伝達してしまった情報について、送信先の情報は更新されませんので、修正後の情報を再送いただく必要があります。
17	原材料情報登録	海外より複数の素材をコンテナ単位で入手する場合（同じ樹種の材料）、第1種事業者としてどのような登録になるのでしょうか。	原材料情報の登録・合法性確認の単位は任意ですので、同一の由来（樹種・伐採地・証明書）の素材が小分けされて入荷される場合には、それらはまとめて一つの原材料情報 ID で登録することも可能ですし、コンテナ単位で登録することも可能です。また

番号	区分	質問	回答
			コンテナ内に複数の由来の素材が混ざっている場合、原材料情報登録時に各項目（樹種、伐採地域、証明書）を複数入力することも可能です。
18	原材料情報登録	海外の素材業者や海外商社から入手する場合は、こちらが仕入れ材料を登録するのですか。	当システムを利用できるのは国内の事業者のみですので、輸入業を営む第1種木材関連事業者がシステムを利用される場合には、第1種事業者が原材料情報の登録をしていただくこととなります。
19	原材料情報登録	<ul style="list-style-type: none"> ・日本との取引のある海外企業にこのシステムを利用していただこうと思うのですが、可能でしょうか。 また、言語の変換は可能でしょうか。 ・原材料情報伝達を、海外のサプライヤーにしてほしい場合は、弊社 A より、海外の家具工場 B と海外の素材販売事業者 C へシステムにアクセスしていただき、C⇒B⇒A の情報伝達という形になりますか。 ・全体および添付ファイルの翻訳機能はありますか。 	本システムは国内の事業者が使用することを想定しており、言語の変換機能はありません。
20	原材料情報登録	樹種は最大何件登録可能でしょうか。	原材料情報1セットにつき5件、一つの原材料情報IDに原材料情報を5セット登録いただけますので、最大25の樹種を登録できます。

番号	区分	質問	回答
21	原材料情報登録	樹種名ですが、取り扱う業種によって樹種名が変わる場合があります。新たな名称の登録はできるのでしょうか。	選択肢では、複数の名称が使用されている樹種について「アテ（ヒバ）」のように括弧書きで表示し、「アテ（ヒバ）」も「ヒバ」も選択肢に含めています。一般的な樹種は網羅する方針で設計しましたが、もし選択肢にない場合は「その他」をチェックし任意で入力することができます。
22	原材料情報登録	A 国で伐採された原木を B 国で加工した木材製品を輸入する場合について、伐採国名とは別に輸入国名を登録するための列を増やすことが可能でしょうか。特に B 国の証明で A 国（特定できない場合も含む）で合法的に伐採されたことを証明したい場合です。	クリーンウッド法は原材料情報として伐採地域の情報を求めているため、システムに原材料情報（伐採地域）を登録する項目では伐採国を選択することとなります。輸出国の記録についても記録したい場合は、原材料情報登録画面のメモ欄やキーワード欄を活用することなどが考えられます。なお、輸出国の政府機関が発行する書類は、原材料情報の証明書として活用可能であり、システムにおける証明書のリストにも並んでいます。
23	原材料情報登録	国産材の登録の流れで都道府県の入力が任意となっておりましたが、情報を受けた側は添付されている証明書の確認によって都道府県を特定する形でしょうか。	原材料情報のうち伐採地について法律で求めているのは、国レベルの記録であり、都道府県等の詳細情報を記録することは任意です。また、第1種から第2種への情報の伝達においても、原材料情報を（伐採地、樹種、証明書の情報を）収集できたか否かを伝達すればよいため、都道府県情報の伝達は必須ではありません。従いまして、システムでも都道府県の入力を任意としています。

番号	区分	質問	回答
24	原材料情報登録	過去の記録や証明書ファイルの情報を確認または取り出すことは可能でしょうか。	システムで登録した情報は一覧形式で記録されているため、該当の一覧から探し出し内容を確認することが可能です。また、検索機能でキーワード等を入力し検索することも可能です。
25	原材料情報登録	証明書ファイルは EXCEL や GeoJSON（EUDR で要求されているファイル形式です）などのファイルも付けられますか。	Excel は添付できますが、GeoJSON は添付できません。原材料情報の証明書に該当する書類について、GeoJSON ファイルの添付が必要となることはないと考えられますが、今後添付できないファイル形式で要望の多いものがあれば追加を検討いたします。なおエクセルの他、Word、PDF、JPEG 等は添付できます。
26	記録保存	クラウドに保存されたデータは何年間保管されるのでしょうか。	法律が規定する記録の保存期間は原則 5 年ですが、当システムに登録した情報は農林水産省の MAFF クラウドに保存されます。一定期間後に自動的に削除される仕様にはなっていません。
27	記録保存	システム上にデータがあれば記録したことになるのでしょうか。情報の保管について、クラウドにアップロードしてある情報を別途、自社で（紙などで）保管する必要はありますか。	記録の保存は書面に限らず電子も可となっております。本システムに情報を登録することで、記録の保存に対応したこととなります。紙などで別途保管する必要はありません。
28	情報伝達	複数の原材料情報 ID を選択し、一括で合法性確認結果の情報伝達を行うことは可能でしょうか。	複数の原材料情報 ID を選択し、合法性確認結果をまとめて伝達いただくことは可能です。

番号	区分	質問	回答
29	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・相手先も本システムを利用していないと結果を受け取ることができないのでしょうか。 ・合法性確認結果の情報伝達先がクリーンウッド法システムに登録していない場合、入力情報を、たとえば Excel や PDF 形式でダウンロードして送る方法がありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手先がシステムを利用していない場合、システムに入力した情報をメールフォームにて伝達することができます。また帳票出力機能にて作成した合法性確認情報等を書面で伝達することも可能です。 ・合法性確認結果等伝達情報は帳票出力機能を使ってエクセル形式で出力できます。
30	情報伝達	<p>伝達した情報が間違っていた場合 (ID を間違えた等) はどうしたらいいのでしょうか。送信済みの情報は相手の受信内容から削除できないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>一度送信した情報を、相手の受信内容から削除することはできません。伝達情報を入力後、送信前に確認画面が表示されますので、宛先に誤りがなくよくご確認ください。</p>
31	情報伝達	<p>送付履歴やログは残りますか。</p>	<p>自身が送受信した履歴は「送受信一覧」からご確認いただけます。</p> <p>操作のログは残りますが、一般のシステム利用者はアクセスいただけません。システム保守等の目的でシステム管理者やシステム業者のみがアクセスできます。</p>
32	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産事業者からの伝達で、どの取引の情報なのかどうやって紐づけるのでしょうか。 ・林小班等の属性を入れておかないと、第1種木材関連事業者はどこの山から買ったかどこかわからなくなるのではないのでしょうか。 	<p>原材料情報を伝達する際に、「取引名」や「その他伝達事項」欄に納品書番号や林小班等の情報を記載いただき伝達することができます。</p> <p>あるいは、原材料情報登録画面で伐採地域を入力する際の「市町村」欄に「〇〇町■■■国有林 234 は林小班」などと記入することも可能です。</p>

番号	区分	質問	回答
33	情報伝達	原材料情報や合法性確認情報を伝達処理した時に、自動的に伝達先にメール等で通知することは可能ですか。	受信者が通知の ON と OFF を切り替えることができる仕様としていますので、受信者が ON にしている場合に限り、新たな情報を受信した際に PC 等のメールで通知されます。OFF の場合には、受信者がシステムログイン後にホーム画面の「お知らせ」や送受信一覧で確認することになります。
34	情報伝達	原材料の内容 径級、長さ、m ³ は事業者がその都度入力するのでしょうか。	都度入力することで報告書作成等に向けて入力漏れ防止につながると考えられますが、都度ではなく任意のタイミングや一定期間でまとめて入力いただくことも可能です。
35	情報伝達	伝達情報は取引先にどのように伝わるのでしょうか。	システム上の伝達画面の受信一覧に表示されます。伝達情報登録画面にて登録したものと同じ内容がそのまま伝達されます。
36	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達登録において、一つの原材料 ID を、複数回同一事業者、あるいは複数事業者に使いまわすことはできるのでしょうか。 ・1つの ID につき、伝達できる第1種・第2種木材関連事業者はそれぞれ1社になるのでしょうか。 	一度登録した原材料情報は、相手先が同じか否かにかかわらず何回でも伝達可能です。(使い回せます)なお、一度の送信につき宛先は1社しか選択できませんので、複数業者に一斉送信はできません。複数事業者に伝達したい場合は1者ごとに伝達する必要があります。

番号	区分	質問	回答
37	情報伝達	製材所が製材する製品のうち、原材料が例えば3か所から集荷された原木でのB/Lパッケージになっていた場合、どのように伝達するのでしょうか。	<p>ご質問者が原木をB/Lパッケージで仕入れる第1種（輸入業者）との前提で回答します。</p> <p>①3 カ所由来の原木が混載されているなど物理的に仕分け不可の場合、一体として合法性確認を行い、全て合法性が確認できれば「合法性確認木材である」、一部でも確認できないものが含まれば「合法性確認木材でない」とし、当該木材から製造した製材を譲り渡す際にこの確認結果を伝達します。</p> <p>②3 カ所由来の原木が別々に梱包されているなど、個別に取り扱う場合は、それぞれについて合法性確認を行い、その結果を踏まえて伝達します。この場合の伝達についてはリンク資料P30もご参照ください。summary-39.pdf</p> <p>本システムでは、登録した原材料情報 ID 単位で合法性確認結果を登録することになりますので、①の場合はすべてまとめて一つの ID で登録、②の場合は3つの ID で登録することになります。さらに②のうち複数を組み合わせて販売する場合は、複数 ID を選択してまとめて伝達することが可能です。</p>
38	情報伝達	原材料 ID は製品を販売する際の納品伝票に記載する必要がありますか。	必要ありません。

番号	区分	質問	回答
39	情報伝達	本日の説明会に参加しているのは、パソコン操作が出来る事業体と思いますが、林業（素材生産業者）に従事している一人親方等は、高齢でシステムを利用できる人は少ないと思われませんが、紙ベースでの対応になると思いますが、その場合伐採届等で大丈夫でしょうか。	システムの利用は強制ではありません。システム外で紙ベースで伝達することも可能です。その場合は、紙ベースで原材料情報を受け取った第1種木材関連事業者がシステムに登録することが可能です。
40	情報伝達	家具の輸入から販売までおこなっており他の木材関連事業者への情報の伝達は基本ないのですが、その場合にこのシステムを利用するメリットはありますか。	本システムは素材生産販売事業者及び木材関連事業者間での使用を想定しており、不特定多数の消費者向けの伝達に利用することは基本的に想定しておりません。一方、輸入から販売を行う事業は第1種に該当しますが、第1種事業者は原材料情報や合法性確認結果等の記録の保存が義務となっておりますので、本システムを記録保存用に活用いただくことで、データベースとして自動で整理でき、保管スペースやサーバも不要となります。
41	取引先情報	取引相手が本システムで伝達できるか否かは、「取引先一覧」タブで確認できるのでしょうか。	取引先を登録するには、まずシステム外で相手先のシステム ID を聞き取り、システムの取引先登録画面で ID を入力すると、相手方の登録情報が入力項目に反映されますので、確認いただいた上で登録できます。登録した取引先が、取引先一覧タブに表示されるようになります。

番号	区分	質問	回答
42	取引先情報	システム上での素材生産販売事業者と第 1 種事業者との連携方法を詳しく解説していただきたい。A 原木市場と B 製材所があった場合に、A 原木市場にのみ情報伝達を行うように設定する場合の設定や操作方法など。	伝達情報登録画面で宛先に入力した 1 社のみに情報が伝達されます。固定の取引先については、相手の事業者 ID をシステム外で教えてもらうことで、予め「取引先」登録しておくことが可能です。システム未利用者に対してはメールアドレスを直接入力することによりテキスト形式でメール送信が可能となります。また、帳票出力機能を使って紙ベースでの伝達も可能です。
43	取引先情報	取引先登録件数の制限はありますか。	制限はありません。
44	木質バイオマス情報、GHG 関連情報	GHG 値の計算はシステムでできないですか。	FIT/FIT 制度に基づくライフサイクル GHG 値の計算は発電事業者が行います。本システムでは、チップ工場や流通事業者が行う GHG 関連情報（トラック最大積載量、輸送距離）の伝達に対応しています。発電事業者が行う GHG 値の計算は、本システムでは扱いません。
45	木質バイオマス情報、GHG 関連情報	GHG 情報について、現在パブコメが終わり改訂が進められている入力選択方法と異なるようです。本システムの改訂予定はありますか。	GHG 情報について、現在改訂が検討されていることは承知しています。検討されている改定案が確定した後、4 月 1 日の運用開始後とはなりますが本システムへの反映を検討しています。
46	木質バイオマス情報、GHG 関連情報	伝達された GHG 関連情報を CSV 等データ形式でダウンロード可能でしょうか。	GHG 情報の CSV 出力はできません。
47	木質バイオマス情報、GHG 関連情報	GHG 情報は複数登録できないのでしょうか。	GHG 情報も複数登録いただけます。

番号	区分	質問	回答
48	木質バイオマス情報、GHG 関連情報	システムから木質バイオマス情報も併せて伝達した場合、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき発行する一般木質バイオマス証明の発電事業者宛送付は不要となりますでしょうか。	バイオマスガイドラインに基づく証明書発行について、必要な情報を全てシステムに入力いただき、納入ごとに先方に情報伝達可能でしたら、従来の紙ベースでの伝達は不要となります。
49	定期報告、年度報告、集計明細	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告、年度報告はこちらのシステムで完結できますか。集計、報告書作成のデータで年度報告が出来るのでしょうか。 ・すべての案件を集計（材種や形状などでくくって）する仕組みはありますか。年次報告する際に便利なのですが。 ・このシステム内で各大臣あての定期報告を完了することは出来ますか。 ・自社の取引の一部だけをシステム使用する事も考えられますが、その場合年度報告はどのように行うのでしょうか。 	<p>システムの集計明細に入力いただいた情報は集計されて報告書に反映されます。</p> <p>年度報告の登録実施機関への提出、定期報告の大臣宛提出も行えます。</p> <p>システム外でとりまとめていた情報がある場合は、システムで作成した報告書をいったん出力いただいたあとで、システム外の分を合算いただく等の修正を行った上で提出いただく必要があります。作成した報告書はシステムから提出いただけます。</p>
50	定期報告、年度報告、集計明細	取り扱い実績にて、合法性確認木材等の入荷量が空欄になっていましたが、登録時に合法性を確認したと選択しても、集計には反映されないのでしょうか。	集計明細画面での合法性確認木材等の入荷量は手動入力になります。

番号	区分	質問	回答
51	定期報告、年度報告、集計明細	取扱実績一覧の集計明細で丸太換算まで可能なのでしょうか。（今回の提示画面では右側の項目が見られなかった）	丸太換算が必要となるのは、定期報告の対象となる一定規模の基準を超えるか判断する場合のみであり、実際に報告書に記載する数量は丸太換算ではなく正味の数量となります。よってシステムの集計明細も丸太換算するようにはなっていません。 なお丸太換算に用いる換算係数は任意です。システムには参照用として「木材需給報告書」の換算計数一覧がヒント表示されるようになっています。
52	定期報告、年度報告、集計明細	自社システムとの二重入力を回避する為に、納品情報の CSV 入出力は出来ますか。	本システムの納品情報は手動入力の他に CSV ファイルの取り込みが可能です。
53	定期報告、年度報告、集計明細	当システムで受け入れる CSV 形式はいつ公開いただけますか。社内システムから当システムに読み込ませるための CSV 形式をあらかじめ準備する必要があります。	CSV 形式ファイルについては、3 月中旬頃にクリーンウッド・ナビにて公表します。
54	定期報告、年度報告、集計明細	定期報告は、事業者管理者が、会社全体の数値をまとめて報告する形式となりますでしょうか。	そのとおりです。
55	定期報告、年度報告、集計明細	システムに登録した情報は、国の機関などで確認されたり、業務資料として利用されたりする可能性などはあるのでしょうか。	定期報告、年度報告にて報告された数量等は、個別事業者の判別は不可能な形でとりまとめた集計結果等の情報を利用することがあります。システムの利用登録時に情報の取扱について利用規約に書かれていますので、納得いただける場合にシステムを利用してもらえればと思います。また、個々の情報を利用することは考えていません。

番号	区分	質問	回答
56	その他	情報伝達時に記入される取引先名や原産地などのプルダウンリストは、ユーザーごとに登録・編集可能ということでしょうか	取引先のプルダウンについて、「取引先の登録」にて登録いただいた事業者が反映されます。 原材料情報のプルダウンリストは、一般ユーザーは編集できませんが、追加等が必須のものがあれば林野庁担当者までご相談下さい。なお、通常使用される樹種、国名、都道府県名、は予めプルダウンに盛り込んでいます。
57	その他	システムとして、登録データの完全性・可用性・機密性は林野庁が担保して頂けるのでしょうか。	本システムは農林水産省の MAFF クラウド上に構築しており、MAFF クラウドのもとでセキュリティを担保しています。
58	その他	利用できるかの試行（確認）は、登録可能となる3月中旬以降になるという理解でよろしいでしょうか。本システムのテスト運用期間等は設ける予定はあるのでしょうか。	3月中旬頃から、利用登録申請受付を開始します。テスト運用期間はなく、4月1日から運用開始となります。
59	その他	システム開始が4月1日からということですが、開始を早めることはできないでしょうか。4月1日から改正CW法に対応しようとした場合、3月中旬ごろから伐採情報の収集を開始する必要があるかと思えます。	恐れ入りますが開始を早めることはできず、4月1日からの運用となります。
60	その他	クリーンウッド登録事業者、ガイドラインに基づく登録事業者以外の事業者が、このシステムを使って合法性を担保するということになりませんか。	合法性確認結果は第1種木材関連事業者がクリーンウッド法に基づき原材料情報等を踏まえて判断いただいた結果を登録するものです。システムはあくまでその結果の記録、伝達を行うものであり、システム自体が合法性を担保するものではありません。

番号	区分	質問	回答
61	その他	当システムはクラウド型でしょうか。ダウンロード型でしょうか	当システムはクラウド型です。特別なアプリをダウンロードいただく必要はありません。
62	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・システムローンチ後のシステムアップデートはどの程度の頻度で計画されておりますでしょうか。使い始めてから修正など多発すると思われまますので ・運用開始後に機能が追加されていったりもするのでしょうか。 	通常の保守運用において、軽微な改善等は行うほか、大規模な改修が必要な場合は適宜対応を検討します。
63	その他	今後の方向性として API 連携などはご検討されておりますでしょうか。	当システムとして API 連携は考えていません。
64	その他	4月1日からの運用についてですが、納品書に「この製品はクリーンウッド法に基づく確認をおこない、合法性が確認できたものです」の表記だけを行い、販売先から要請があった場合にこのシステムで情報を送ることでよいでしょうか。	ご認識のとおり、本システムでの伝達が必須ということではありませんので、納品書等で必要な情報を伝達された場合は、再度システムから情報を送る必要はありません。販売先から要請があれば本システムから改めて情報を送るということ結構です。
65	その他	複合フローリングを輸入する場合、無垢表面単板の樹種と基材の合板が2種と3樹種の樹種が使われており、生産国もバラバラです。これらを伝達する場合、どの樹種が表面単板でどの樹種が合板部分か、伝達を受けた事業者がわかりやすいような仕様になっていきますか。	例えば原材料情報登録において、一つの原材料IDの内部で表面単板と合板の原材料情報をそれぞれ別の原材料情報セットで登録し、伝達の際に「その他伝達事項」欄で「原材料情報1は表面単板、原材料情報2は合板」等記載して伝達することは可能です。登録方法や備考欄を適宜ご活用ください。
66	その他	同時にログインして作業できる端末は1つまででしょうか。	同じアカウントに対して作業できる端末は1つとなります。

番号	区分	質問	回答
67	その他	輸入木材の場合、枠組壁工法用製材（いわゆるツーバイフォー材）の北米の木材は一般的に使用されていますが、他社が入力した情報は共有されるのでしょうか。それとも各第1種事業者がそれぞれ原材料情報を入力するのでしょうか。	輸入する事業者が当該木材に関する原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を収集し保存する必要がありますので、各事業者がそれぞれ入力します。本システムでは、伝達した相手以外に入力情報が共有されることはありません。
68	その他	利用する際は、利用する事業者が自ら登録すると認識しましたが、中小工務店等は自ら登録しない可能性があります。このような場合、代行して元になる事業者が登録することも可能でしょうか。	第1種事業者、第2種事業者はそれぞれクリーンウッド法が規定する義務、努力義務等を行っていただく必要がございます。その上で、システム入力という事務作業を誰が行うかは、事業者内、事業者間で適宜調整してください。
69	その他	スマホからのシステム入力は可能でしょうか。	パソコンのほか、スマホやタブレットからもご使用いただけます。ただし、画面によってはスマホでは見づらい場合もございます。
70	その他	最終の消費者がこのシステムから出力された情報のみで合法性を確認することはできますでしょうか。	素材生産販売事業者→第1種→第2種→消費者という流れにおいて、クリーンウッド法のもと第2種まで伝達される最低限の情報は合法性確認結果のみとなります（参考；説明会資料 P10）。 第2種事業者が消費者へ販売する場合、システムで受け取った情報を元に、合法性確認結果を伝えることは可能です。 なお本システムは基本的に事業者間の伝達に使用することを想定しており、一般消費者へ本システムから情報伝達することは想定していません。

番号	区分	質問	回答
71	その他	このシステムを用いて第三者へ伐採証明等を送付することは可能でしょうか。（例えば都道府県や市町村の補助金等で伐採証明がある場合に合法性等を都道府県などへシステムを用いて提出、閲覧など）	本システムにおける情報伝達はクリーンウッド法が規定する情報伝達に沿った仕様となっております。単に書類を送付するだけであれば、本システムではなくメール等で伝達いただく方が簡便と考えられます。
72	その他	本日説明頂いたシステムの画面（各スライド）だけでも結構ですので公開頂けないでしょうか。	本説明会の録画を公表する予定です。
73	その他	自社と取引がある木材関連事業者様には、できるだけこのシステムを利用するように統一していただいた方が情報の共有がしやすいと考えて良いでしょうか。1社だけシステムを使っていないと情報の共有がしにくくなりますでしょうか。	ご指摘のとおり一連のサプライチェーン上の全ての事業者の使用が効果があるものと考えます。システム未利用者が存在すると情報の連鎖が途切れる可能性が高まると考えます。 なお、未利用者に対してもシステムからメールや帳票で伝達することは可能です。
74	その他	第2種です。基本的に第1種の業者さんからの情報開示がなければ機能しないシステムになりますか。	第1種木材関連事業者は情報伝達が義務となっておりますので、原則第1種から第2種への情報伝達は行われると考えられます。なお制度上、川上から情報が流れてこない場合には第2種木材は合法性確認結果に関する情報をリクエストすることが努力義務となっております。 またシステム外で情報伝達を受けた場合、当該情報を第2種事業者がシステムに入力いただくことは可能です。

番号	区分	質問	回答
75	その他	今回のシステムの案内チラシのようなものがありますか。あるようでしたら、入手先を教えてください。	チラシは作成しておりませんが、令和6年度に林野庁で作成し3月公表予定の改正クリーンウッド法パンフレッドの中に、システムについて紹介するページがあります。また3月中旬にクリーンウッド・ナビをリニューアルし、システム専用ページにマニュアル等関連情報をまとめて掲載しますので、ご参考いただければと思います。
76	制度関係	システム上では「合法性確認木材等」と表示されてましたが、丸太やひき板などの木材が「木材」、家具や紙などが「木材等」ではなかったでしょうか。それとも総称として「木材等」となっているのでしょうか。	クリーンウッド法では「木材」と「家具・紙等の物品」の総称として「木材等」としています。
77	制度関係	海外で生産された紙製品を輸入及び国内で販売する場合は第2種に該当しますか。	輸入事業を行う場合は第1種事業者には該当しません。輸入形態等細かい話がある場合は、お手数ですが経済産業省生活製品課にお問合せをお願いします。
78	制度関係	第1種木材関連事業者より購入した合板をプレカット工場で加工、発生した端材を販売する場合はプレカット工場は第2種木材関連事業者になりますか。	ご認識のとおりです。
79	制度関係	原木市場が多数の素材生産事業者から集材し、多数の買受人に販売している場合、業務量を軽減するため、特定の買受人に対し、収集したすべての木材に対する合法性証明（実際はその一部が当該木材の証明）をまとめて伝達しても（＝個別の紐づけはしない）問題ないでしょうか。	クリーンウッド法は木材のトレーサビリティを前提とした制度ではありませんので、個別の紐付けを行わずとも問題ありません。

番号	区分	質問	回答
80	制度関係	第1種事業者からの情報伝達先の判断は、所有権の移動なのか、モノの移動なのか。また、それが一般消費者であれば、情報伝達の必要はありませんか。	所有権が他の木材関連事業者へ移転する場合は、確実に情報伝達が必要です。ただし、販売や加工などの委託を受けた者も木材関連事業者に該当する場合があります、必ずしも所有権の有無が木材関連事業者たる要件ではありません。判断に迷う場合には個別にご相談ください。なお、消費者への伝達は努力義務です。
81	制度関係	ガイドラインの合法木材事業者認定と、CW法に伴う登録認定は、片方登録でよろしいですか。	それぞれ別の制度であり、どちらかの登録を受ければ片方は不要というものではありません。目的に応じて登録をご検討いただければと思います。どちらの登録も任意です。
82	制度関係	原材料情報登録の際に必要な証明書ファイルの中で、「森林認証制度による木材に対する証明」は証明書として活用可能でしょうか。	原材料情報の証明書として活用できる森林認証を告示で示しており、SGEC、FSC及びPEFCが含まれます。

番号	区分	質問	回答
83	制度関係	<p>「合法木材 GL の合法木材証明書」について、伐採届等の許認可証を添付が必須でしょうか。</p> <p>また、その時、第1種事業者は、合法認定事業者となっている必要がありますか。</p>	<p>告示で指定された団体の認定が原材料情報の証明書として活用可能ですが、GL に基づく団体認定の伝達では伐採届等の原書の添付は必須ではないとの認識です。改正 CW 法においてもガイドラインの証明に伐採届等の添付は必須ではありません。ただし、CW 法においては、森林所有者や伐採事業者などが提供する伐採造林届の写しまたはそれに代わる書類が原材料情報となるため、伐採届等の写しの添付があるとより原材料情報として信頼性が高まると考えられます。</p> <p>第1種事業者が証明書として合法木材 GL の合法木材証明書を活用することができるのは、同合法木材証明書を発行する素材生産販売事業者等が、合法木材 GL に基づく合法認定事業者となっている場合のみです。GL の証明書をクリーンウッド法の原材料情報の証明書として使用する際に、同合法木材証明書の受け手である第1種事業者は合法認定事業者である必要はありません。なお、GL に基づく証明の連鎖を行うためには第1種事業者も認定事業者である必要があります。</p>
84	制度関係	<p>輸入材の合法証明は必ず伐採証明書しかだめですか。</p> <p>原産地証明書はいかがですか。</p>	<p>輸入材に係る原材料情報（証明書）については、基本的に①伐採の合法性を証しており、②政府機関や政府機関に準ずる者が発行する文書が該当します。</p>

番号	区分	質問	回答
			<p>従って、この条件に合致するものであれば、伐採許可証以外であっても原材料情報（証明書）として活用いただけます。</p> <p>原産地証明書についても、①②を満たしているのであれば原材料情報（証明書）に該当しますが、単に原産地を記しているだけでは該当しません。</p> <p>もし原産地証明書を原材料情報（証明書）として活用いただく場合は、上記①②両方の条件を満たしているかしっかりと確認するようにしてください。</p>
85	制度関係	CW 法告示で登録されたガイドラインの認定事業体と CW 法との関係をご説明下さい。	<p>告示（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件）で指定された林野庁ガイドラインに基づく認定団体が行う認定を素材生産販売事業者等が受けており、この認定に基づいてガイドラインに基づく合法性証明書を第1種事業者に提供した場合に、この合法性証明書がクリーンウッド法の原材料情報の証明書としてご利用いただけます。</p>

番号	区分	質問	回答
86	制度関係	第1種事業者の合法性の確認、記録の作成・保存をする際、原材料情報の証明書の添付保存は必須でしょうか。	<p>本システムにおいては、原材料情報として登録した（受領した）内容が保存されますので、自動的に証明書も保存されます。</p> <p>制度的な観点からは、第1種の記録保存において、原材料情報の証明書の添付保存は必ずしも義務ではございません。ただし、証明書については必ず書面（電子可）での収集が義務となってるところであり、確実に収集したという記録を残す観点からは証明書を保存いただくのが望ましいと考えられます。証明書は保存せずに証明書の種類等のみ保存する場合も、いつ、どのように収集したかなど、後に確認が可能な形で記録いただくのが適当と考えられます。</p>
87	制度関係	木質バイオマス証明での活用について、説明会などの予定はありますか。	予定はございませんが、必要に応じて検討します。
88	制度関係	登録木材関連事業者が行う年度報告に必要な情報はありますか。	報告する情報は入荷量、うち合法性確認木材等の数量、樹種、合法性確認書類等です。年度報告様式は3月中旬頃クリーンウッドナビにて公表予定です。
89	制度関係	<p>一定規模以上の第1種事業者が行う定期報告について以下2点質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告で必要となる報告事項について、これは「樹種毎」に報告が必要でしょうか。 ・またコピー用紙の単位はkgで管理しておらず、ケース単位で管理しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおまかな木材の種類区分（「素材」「単板」等）ごとの報告が必要ですが、樹種ごとの報告は不要です。 ・紙については、経済産業省の所管となりますが、報告単位はトン、換算係数は任意でご報告いただくこととなっています。

番号	区分	質問	回答
		<p>この場合、kg単位への変換はどのようにしたらよろしいでしょうか（任意でしょうか）。</p>	
90	制度関係	<p>国産及び輸入の製紙用チップは報告対象になりますでしょうか。</p>	<p>国への定期報告の対象か、という主旨との前提で回答します。チップの輸入を行う場合、その用途に限らず年間3万立米を超えれば報告対象となります。国産に関しましては、第1種事業者として国産チップ用原木を素材生産販売事業者から譲り受けた量が3万立米を超える場合、報告対象となります。輸入、国産のいずれかで基準値を超えれば、全ての区分について報告いただく必要があります。</p>
91	制度関係	<p>樹種⇒スギ 証明書⇒伐採届 で素材生産販売事業者より情報伝達がなされたが、現物にヒノキが混じていた場合はそのヒノキに関して合法性が確認できていないという認識でしょうか。</p>	<p>伐採届には必ずしもその対象林班の全樹種が記載されるわけではないため、ご指摘のスギとヒノキが同一の林班由来であれば、その伐採届がヒノキについても原材料情報の証明書に該当します。スギとヒノキが同一林班由来でない場合は、まずはヒノキについての残りの原材料情報（伐採地域と証明書）の収集を試みてください。自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能ですので、証明書に記載の樹種と異なることだけをもって自動的に当該木材が「合法性確認木材でない」とはなりません。</p>

番号	区分	質問	回答
92	制度関係	一度登録、伝達された出荷者の原材料情報について、一度合法確認がされていれば、以降同じ出荷者の材については、合法確認済みということで第2種への伝達のみでも大丈夫でしょうか。	同じ出荷者からの材であっても、伐採地や証明書が変わっている可能性がありますので、原材料情報に変更がないか確認いただいた上で、まったく同じ由来（原材料情報）の材が複数回に分けて入荷されているだけであれば、毎回同じ原材料情報を収集いただく必要はありません。
93	制度関係	プレカット工場は、第2種になりますか。	事業内容で固定されるものではなく流通上の位置で決まります。素材生産販売事業者から直接木材を仕入れている場合は第1種、原木市場等ほかの木材関連事業者から仕入れている場合は第2種となります。クリーンウッド・ナビに掲げられている運用資料に具体的なパターンの例を示しています。